

編輯部報情閣內

週報

行發日七十二月四

昭和二十三年四月二十七日

（每週一頁）



事變下の商工行政（商工省）

國民健康保險法の解説（保険院）

石油の切符制度（燃料局）

樟腦の話（專賣局）

共產軍の本據を覆滅す（陸軍省新聞班）

正確無比の爆撃（海軍省海軍軍事普及部）

國民黨の臨時全國代表大會（外務省情報部）

五錢

——（號十八第）——

編輯部報情閣內

週報

行發日七十二月四

昭和十五年十一月一日發刊
昭和十五年四月二十七日發行
（每週一回）
（郵便物認可）

事變下の商工行政（商工省）

國民健康保險法の解説（保険院）

石油の切符制度（燃料局）

樟腦の話（專賣局）

共產軍の本據を覆滅す（陸軍省新聞班）

正確無比の爆撃（海軍省海軍軍事普及部）

國民黨の臨時全國代表大會（外務省情報部）

五錢

——（號十八第）——

露光量違いにより重複撮影

仰げ御稜威



午前八時
高城遙拜を
再開

週報

第八十號

事變下の商工行政	商工省(二)
國民健康保険法の解説	保険院(九)
石油の切符制度	燃料局(三三)
樟腦の話	専賣局(三八)
共産軍の本據を覆滅す	陸軍省新聞班(三三)
正確無比の爆撃	海軍省海軍軍事普及部(三六)
國民黨の臨時全國代表大會	外務省情報部(三九)
◇郵便規則の改正	逓信省(二二)
◇主要國の原油需給高	(二七)
◇最近公布の法令	内閣官房總務課(四五)



刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

最近號主要目次

- 第七十五號
 - ▽伊太利のフアンズム
 - ▽航空機製造事業法案に就いて
 - ▽敵都空襲の體験
 - ▽我が砲火離海線を制壓す
 - ▽獨逸併合成立
- 第七十六號
 - ▽八紘一宇の精神
 - ▽武器なき戰士・宣撫班
 - ▽津浦戦線の進展
 - ▽長江沿岸の掃蕩
 - ▽新政權と在留華僑
 - ▽ソ聯裁判の内情
 - ▽第七十三回帝國議會の概観
- 第七十七號
 - ▽労働争議最近の趨勢
 - ▽農業保險制度
 - ▽支那の海軍
 - ▽山東南部の戦況
 - ▽恩給金庫
 - ▽中支新政權の誕生
- 第七十八號
 - ▽自治制發布五十周年に際して
 - ▽自治制制定功勞者の話
 - ▽増徴並びに税法改正
 - ▽国力の充實と少年保護
 - ▽潜水艦の由來
 - ▽台兒莊落つ
 - ▽新羅の危機
 - ▽自治制五十年を統計に見る
- 第七十九號
 - ▽靖國社臨時大祭を迎へて
 - ▽實現する國營職業紹介所
 - ▽職業紹介事業の躍進
 - ▽庶民金庫の話
 - ▽山西の殘敵掃蕩進む
 - ▽遊就館と海軍館
 - ▽獨逸併合後の歐洲政局

事變下の商工行政

商 工 省

最近の國際情勢は、各國とも國防經濟の確立を目標とし、重要な物資資材は極力その國內又はその經濟力圏内で自給する方策を採り、從來の自由主義的經濟機構を、國防經濟中心に編成替へつゝある現狀である。この世界的傾向に對して我が國も亦これより乖離するを得ない。近來我が國の經濟産業政策もこの動向に従つて行はれて來たものであるが、更に今回支那事變發生し殊に長期戦の段階に入るに伴ひ、經濟機構も亦これに對應し急速に、所謂戦時體制を整へる必要に迫られた。

近代戦争は莫大な物資の消費を特徴とする。その使用する武器は多種多様、且つ精銳となり、これがため要する物資の多量なことは到底往時に比すべくもない。従つてこれが遂行に當つては、國民經濟力を凡て戦争目的に動員することを必要とする。即ち現下の産業政策の要諦は、軍需資材の供給を確保しその整備を圖り以て皇軍の行動に遺憾なきを期すると共に、他方、軍需の急激な増加と輸入の抑制とに伴ひ、國內に於ける物資の不足から生ずる弊害を除去し、國民生活

の圓滑な運行を確保するにある。以下時局下に於ける商工行政の主なものにつき略述することとする。

二

現下の時局に際し、最も緊要なことは、軍の需要及び國防に關係ある産業等、この際特に必要な方面の生産力を擴充することである。併しこれがためには積極的にかゝる方面への資金の流入を圖り、この方面に對し物資、勞力を集中させると同時に、他面、資金、物資、勞力には自から限度があるので、比較的不急な事業への資金の流入を抑止する必要がある。依つて政府は「臨時資金調整法」を制定し、資金供給の順位を定めこれを統制すると共に、軍需關係産業に對して或ひは必要な法律を制定し、或ひは特殊會社を設立し、その他生産力擴充に必要な措置を講じ來つたのである。即ち鐵については、曩に「製鐵事業法」を制定し本邦製鐵事業の發達を圖る一方、未開發鑛山の開發、砂鐵の熔鑛、爐製鍊試驗を行はせ、又海外鐵鑛資源の供給確保につき斡旋をなし、石炭については、關係業者に増産計畫を立てさせ、又これに必要な現場係員の養成、その他石炭輸送設備の改善擴充等を圖りつゝある。人造石油についても、液體燃料の重要性に鑑み、「人造石油業法」「帝國燃料興業株式會社法」を制定し、極力本事業の振興發達を期してゐる。更に今次議會に於て「重要鑛物増産法」「石油資源開發法」「工作機械製造事業法」「帝國産金振興株式會社法」

(2)

等につき協賛を得、これ等の事業に種々保護助成の途を講ずると共に、政府が適當な指導監督を加へることとした。重要鑛物、石油が軍需に必要なことはいふ迄もないことであるが、工作機械も亦各種工業の基礎をなすものであり、國防經濟上極めて重要な意義を有するので特に法令を制定しその發達助成を圖ることとしたのである。なほ金については、これが國際貸借決済上極めて重要なものに鑑み曩に「産金法」を制定その發達を圖り來つたのであるが、今回更に特殊會社を設立し、その助成に遺憾なきを期することとした。

生産力の擴充と關聯し、この際特に必要なのは代用品工業の振興である。空中窒素より硫酸を採ることに成功してから、智利硝石の經濟的價値が著しく低下したことは、廣く知られてゐる所である。又人造纖維工業は羊毛、棉花等の代用原料の製造工業として、既にその基礎の確立を見て居り、人造石油製造事業も既に實現の域に達してゐる。このやうに代用品工業は科學の進歩と共に發達して行くものであり、現下の非常時局に際しては不足物資の充足を圖り、重要原料の海外依存の危険を少なからしめる上に、その振興を圖ることは刻下緊急の要務と謂はねばならぬ。依つて政府では、新たなる代用品の工業化を圖る一方、既に工業化された代用品例へば、ステール、ブルーファイバー再生ゴム、水棲動物皮革等の普及を期してゐる。

三

(3)

以上の如く政府は極力軍需關係資材の生産力の擴充を圖つてゐるのであるが、何分戦争に要する物資は多種多様、且つ莫大な量を必要とするから、我が國の保有する資源並びに我が國現在の工業力を以てしては、直ちにその需要の凡てを充足するを得ない。従つて相當額の軍需資材の供給はこれを海外に仰がざるを得ない。そしてこれを自然に放置すれば、輸入の増大、爲替相場の低落を來し延いて國內物價の昂騰を誘致し、國民生活の安定をも阻害するやうな虞なしとしない。依つてかゝる事態の發生を避けるため、爲替水準を維持し國際收支の均衡を圖ると共に、當面必要とする軍需資材及び生産力擴充資材の輸入を確保するため必要な範圍内に於て貿易の統制を圖ることとした。

即ち政府は昨年九月「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」を公布施行した。本法は輸出入の制限禁止のみならず、關係ある物品の國內に於ける製造、配給、讓渡、使用、消費についても必要な措置を採り得ることとなつてゐる。同法に基づいて昨年十月「臨時輸出入許可規則」を制定公布し、棉花、羊毛、木材、牛皮等は「甲號品目」として輸入を制限することとし、又國產品で間に合ふ輸入不要品及び輸入しなくとも濟し得る不急品二百數十種の物品は「乙號品目」として原則として輸入を禁止することとし、兎毛皮、硝酸、屑の綿纖維、屑紙、石炭、安知母尼、自動車及び部分品等は「丙號品目」として、原則としてその輸出を禁止することとしたのである。更に去る三月非鐵金屬及び同鑛石の需要増加に伴ひ輸入の確保及びその配給の調整を圖るため

(4)

「丁號品目」を設け、白金、銅、鉛、錫等非鐵金屬及び同鑛石十六品の輸入につき許可を要することとした。

そして右のやうな貿易調整の方策を実施するに當つても、常に輸出振興の見地から品種別、國別に慎重な考慮を拂ひ、輸出産業の健全な發達を阻害することの無いやうにし、各國との通商關係は努めてこれを尊重し、相手國からの報復的措施を誘發することのないやうにしてゐる。

更に輸出振興の一般的施設については、既に從來から實施して來た種々の施設、輸出補償制度、海外市場調査、海外貿易斡旋所、貿易練習生等の制度の活用を圖ると共に、最近に於ける海外市場の情勢に鑑み、邦商の海外施設に對する補助、外國の貿易關係者の招致その他適切な處置を講じようとしてゐる。

四

この急激な軍需の増加と、輸入の抑制とに依り、國內に於ける物資の需給關係に急激且つ顯著な變化を生ずるに至つた。これを差當り生産の擴充、代用品工業の振興等に依り補充しその不均衡を充分是正することは困難であるから、この際、これに依つて生ずる國防上、産業上及び國民生活上の悪影響を阻止するためには、これ等物資の比較的 unnecessary 方面の消費を直接抑制すると共に、その配給の統制を圖ることが當面の急務である。これがため「輸出入品業等ニ關スル臨時措置

(5)

ニ關スル法律」に準據し數多の省令を制定公布し、又は當業者を直接指導することに依り、鐵、石炭、非鐵金屬、液體燃料、化學藥品等主なる軍需資材並びに棉花、羊毛等の主要輸入原料を最も有効適切に消費させるやう消費を規正し配給の圓滑を圖ることに努めてゐる。

綿製品は、我が國の輸出貿易上極めて重要な地位を占め、これが輸出阻害を來すやうなことがあつては、國際收支に及ぼす影響が重大であるから、製品の用途を國內用と輸出用に分ち、國內用にはなるべく綿製品の消費節約、代用品の使用奨励を行ひ、輸出用については充分その原料を確保することを期した。これがため「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則」及び「綿絲配給統制規則」を公布施行し、夫々の用途につき原料、綿絲の配給を圓滑にする外、國內用については代用纖維の混用を強制することとした。なほ非業設備につきその濫設を防止するため許可制度を設け、更に目下輸出向商品の國內流入防止の方策を考究中で速かにこれが實現を圖る豫定である。

毛製品についても同様に「毛製品ステープル・ファイバー等混用規則」を公布施行し、代用纖維の混用を強制しつゝある。

鐵鋼及び銅等の需給の調整を圖ることは刻下の急務であるから、鐵鋼については曩に「鐵鋼工業物築造許可規則」を制定し、土木建築につきある程度の制限をなすに至つたが、更に配給統制の徹底を期するため、今般商工省に「鐵鋼統制協議會」を設立し、鐵鋼各消費部門に亘り工業組合その

他の統制團體を結成させ消費の規正を圖ると共に、配給部門についても夫々商業組合を組織させ配給の統制を期することとした。又白金については白金使用規則を制定公布し、その使用を制限し、揮發油及び重油については、去る三月商工省令を公布施行し、購買券制度を採用し、五月一日よりは購買券に依らなくては原則として揮發油又は重油を購入出來ないこととし、これによつて確實に節約の實施を圖り、配給の圓滑と公平とを期することとしたのである。

五

現下時局の對策として最も重要な問題の一つは物價に關する問題である。我が國の物價は一昨年の十一月頃から昨年一、二月に掛け相當急激な騰貴を見たが、昨年中は各般の經濟事情並びに官民の努力により大體に於て、保合状態を維持することを得た。ところが本年に入り再び騰貴の傾向を示し、この儘に放置しては各方面に悪影響を與へるの虞なしとしない。抑、物價の適正を得る根本策は、物資需給の適合を圖るに在るのはいふ迄もないことであるが、物資が不足勝負な場合には賣惜み、買占め、暴利販賣等の行爲に依り、物價を不自然に昂騰させることもなしとしなさい。この意味で物價そのものを直接抑制する方策も亦極めて重要である。そこで曩に「暴利取締令」を改正して取締を受ける物品の種類及び行爲の範圍を擴張すると共に、棉花、綿絲、綿布及びゴム等については關係業者に、最高價格を設けさせて、不當な物價の昂騰を防止し來つたのである。

最近の情勢は更に一層暴利取締を強化する必要があるばかりでなく、更に進んで各種重要物品につき、基準価格を設けるやうな措置をも必要とするに至つた。依つて今回物價調整に關し、中央、地方に官民有識者から成る委員會を設置することとし、物價政策の徹底を期してゐる。

六

最後に時局下に於ける中小商工業の問題であるが、我が國の中小商工業者は所謂堅實な中産階級として、國家組織上から見ても、特に留意を要するのである。就中我が國の中小工業者は生産力の點から見ても、輸出向及び内地向工業品の半を生産し極めて重要な地位を占めてゐる。ところがこれ等中小工業者は所謂平和産業に處する者多く、今次事變に際して原料の入手難、輸出不振、資金難等のため、直接間接その事業に打撃を蒙つてゐる者が少くない。依つて政府はこのやうな事態に對應する一方策として、これ等中小工業者の軍需工業への轉換を助成し以つて中小工業者の更生を圖り、更に進んで時局に必要とする生産力擴充の一翼たらしめようとしてゐる。

又應召商業者の營業援護を圖ることはこの際特に緊要であるから、今回商業奉仕委員といふ制度を設けこれを中心として聖戰に参加してゐる應召商業者の銃後援護に遺憾なきを期してゐる。

國民健康保險法の解説

保 險 院

は し が き

昨年の通常議會では、議會の解散のため惜しくも不成立に終つた國民健康保險法案も、今議會では各方面の絶對支持の下に、貴衆兩院を滿場一致を以て通過し、去る四月一日法律として公布を見た。國民待望の本法が、非常時局の眞只中に、しかも厚生省最初の重要社會政策立法として生れ出でたことは、邦家のため定に慶賀に堪へないところである。

國民健康保險制度は、國民にとつて最も手痛い不時の失費である醫療費負擔の問題を解決し、罹傷病者に對しては、必要な醫療を受けさせ、その健康の恢復を速かならしめるやう、必要な施設を講じ、現下の最も重要國策たる國民生活の安定と國民の健康の保持増進とを期するものであつて、時局に鑑み、愈々本制度の必要性を痛感してゐる。政府當局では全力を擧げて、本制度が速かに普及するやう努めてゐるが、元來本制度は、相互扶助の精神を基調とする自治的組織に依るものであるから、國民各位の深き理解と熱烈な援助がなければ、その普及を期待することは困難であると思

ふ。今後國民各位の特別の協力を切望する次第である。
以下、本法の大綱について概説することとする。

國民健康保險法の内容

本法は全文五十七箇條から成り、六章に分れ、第一章は總則、第二章は國民健康保險組合、第三章は國民健康保險組合聯合會、第四章は監督及び補助、第五章は國民健康保險委員會、訴訟及び訴訟、そして第六章は雜則になつてゐる。この中本法の實體をなすものは、第二章の國民健康保險組合に關する規定であるが、第四章の監督及び補助、第五章中の國民健康保險委員會並びに第六章中の所謂代行に關する規定は、本制度の運営上重要な役割をなす規定である。

國民健康保險組合の構成

(イ) 組合の種類及び組織 國民健康保險制度の骨子とするところは、隣保相扶、郷土團結の精神を基調として、自治的團體たる國民健康保險組合を設立せしめ、この組合に健康保險事業を行はしめんとするにあり、國民健康保險組合には普通國民健康保險組合と特別國民健康保險組合との二種類がある。普通國民健康保險組合は、原則として市町村の區域に依り、その區域内の世帯主を以て組織させる。これは精神的に結合された力強い郷土的團體を基礎として、本事業を經營させるためである。併し、かやうな地域的團結を基礎とする組合は、農村等では極めて適切な形式である。

(10)

が、都會地少くとも大都市では、なか／＼普及が困難であらうと思はれるので、都會では地域的團結よりも、寧ろ職業的團結を利用する方がより適切な場合があると思ふ。この職業的團結を基礎として組織する組合を、特別國民健康保險組合と稱する。これは同一の事業または同種の業務に従事する者を以て組織するもので、主として同業組合とか商業組合とかを基礎とし、その組合員を以て組織されることにならう。

このやうに本制度は新たに國民健康保險組合を設立せしめ、この組合に健康保險事業を經營させることを建前にしてゐるが、農山漁村では、産業組合法に依る醫療利用組合や漁業法に依る漁業組合等が、その組合員のために醫療に關する施設を行ひ、相當の成績を擧げてゐる地方もある。かういふ場合には、同じ町村の中に二重に國民健康保險組合を設立しなくとも、既存の組合に對し、國民健康保險組合の事業を行ふことが出来る途を開いて置くことが、地方の實情に適合するものと考へられる。そこで本法では、例外として、上述の如き既存の組合で一定の條件に該當し適當と認められるものには、地方長官の許可を受けて、國民健康保險組合の事業を行ふことを認めることとしてゐる。所謂代行法人(代行組合)と稱するものはこれである。

(ロ) 組合の設立 組合の設立については、先づ發起人が規約を作り、組合員たらんとする者の同意を得て、地方長官の認可を受けることになつてゐる。組合の設立は、普通國民健康保險組合も特別國民健康保險組合も共に任意であり、組合員の加入も亦任意である。つまり本制度は、地域的

(11)

に、或ひは職業的に、既存の團結を基礎として、組合員の眞の自覺の下に、この事業を行はせようとしてゐるのであるから、任意加入の建前をとつたのである。併し、たとへ加入は任意でも、組合設立の趣旨に鑑み、事實上は全町村、或ひは全員舉つて組合に加入することになると思ふ。尤も普通國民健康保険組合については、地方長官が必要ありと認められた場合には、加入の強制を命じ得ることになつてゐる。しかしこれは例外的の場合に備へるもので、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員たる場合に於て、組合を設立若しくは存続せしめることが、地方公益上必要であり、かつ組合の經營上からも、全員の加入を必要とする場合に限るのである。

(ハ) 組合員及び被保険者 本法では組合員と被保険者とを區別し、組合を構成し、組合に對し保険料の支拂その他の義務を負ふ者を組合員とし、傷病等の場合に組合から所定の給付を受ける者を被保険者と稱してゐる。

被保険者となる者は組合員及びその世帯に屬する者である。即ち家族は固より雇人等その世帯に屬する者は一切包含する。尤も組合員の世帯に屬する者に關しては、これを被保険者とするか否かは、組合の實情に應じて、各組合に規約を以て自治的に決定させることとしてゐる。なほ當局としては組合の指導をなすに當つて、その保護の萬遺憾なきを期するため、なるべく市町村民の總てを加入させたい考へであるが、現行健康保険の被保険者その他特別の事由ある者はこれを被保険者としなす。

國民健康保険組合の事業

國民健康保険組合の事業は、要するに、平素組合員から掛金即ち被保険料を徴收し、組合員またはその家族等即ち被保険者が、病氣に罹つたり、傷病をしたり、死亡した場合に種々の保険給付をなすことが、その主たるものである。また組合は被保険者が平素から病氣に罹らぬやう、種々の保健施設をなすことも出来る。以下、組合の事業について細説することとする。

(イ) 保険給付 本法では、被保険者の疾病及び負傷に關しては療養の給付、分娩に關しては助産の給付、死亡に關しては葬祭の給付を行ふ。即ち被保険者が病氣に罹つた場合に、保険給付として必要な醫療を受けさせ、出産の場合には助産の世話、死亡した場合には葬祭の世話をする。但し助産や葬祭の給付については、組合の經濟事情によつて、しなくてもよいことになつてゐる。一方また餘力のある組合では、地方長官の認可を受けて、以上述べた以外の給付をも併せてなすことが出来る。例へば傷病手当金、出産手当金、哺育手当金のやうなものである。併し死亡に伴ふ遺族年金の給付などは認めない方針である。なほ被保険者に醫療を受けさせるためには、通常、組合が開業醫等に一定の報酬を支拂ふことを契約して置き、これに被保険者の診療を委託するのであるが、組合によつては、特別の事由がある場合には、かやうな契約などを結ばず、被保険者が醫者にかつた場合には自ら料金を支拂はしめ、組合にその受領證を持つて來れば、組合は一定の金をその被保険者に支拂ふといふ、現金拂ひの方法を採用することも出来る。この給付を療養費と稱する。助

産や葬祭の給付についても、現物給付の代りに助産費または葬祭費を支給することも出来る。

なほ組合の事業及び経営方法は、各組合の實情に應ずることが肝要なので、事業の内容は概ね組合に自治的に決定させ、保険給付の種類、範圍、支給期間、支給額等は各組合の實情に應じ、組合規約にまつことになつてゐる。

(ロ) 醫療組織 保険給付に關聯して最も重要な問題は、組合の醫療組織をどう定めるかといふことである。醫療の給付が本事業の根幹をなすだけに、醫療組織の決定は、最も慎重にせねばならない。これも、大體各地方の實情に應じて定められることになるが、被保険者に醫療機關選擇の自由を出來得るだけ認めると共に、現在の醫療制度に影響を與へることはなるべく避け、適切な醫療を受けさせるやう特に留意してゐる。そのため、組合または代行法人がその被保険者に對し、診療または藥劑の支給をなす醫師、齒科醫師または藥劑師の範圍を定める際には、地方長官の認可を受けさせ、地方長官はその認可に際し、國民健康保險委員會の意見を徴することとなつてゐる。國民健康保險委員會の機能については後に述べるが、これによつて組合の醫療組織の決定は、適當に行はれるものと考へてゐる。當局では、その地方で通常利用し得べき病院、診療所、開業醫師、齒科醫師、藥劑師等はすべて、組合の醫療組織中に包含させる方針にしてゐる。

(ハ) 療養費の一部負擔 組合は療養の給付に要する費用の一部を、その給付を受ける者(給付を受ける者が組合員でない場合にはその屬する世帯の組合員)に負擔させることが出来る。本制度

で一部負擔の制度を採用したのは、これによつて診療の濫用を防止すると共に、組合員の常時の負擔たる保険料を減額したためである。一部負擔は餘り高くても保險の性質を減ずることになるので、大體療養の給付に要する費用の二割程度を以て適當と認める。また長期疾病者または資力の乏しい者等に對しては、その割合を減じまたはこれを免除することも考へられる。なほ一部負擔の徵收方法は、療養の給付を受ける都度でも、また事後でも差しつかへない。要は、組合の自治に委ね、各組合の實情に應じて決定させることとしてゐる。

(ニ) 保健施設 組合はその被保険者が病氣に罹つてから醫療を施すばかりでなく、平素から病氣に罹らぬやうに種々の施設をなすことが出来る。これを保健施設といふ。例へば被保険者の健康診断、豫防注射をしたり、衛生宣傳をしたり、進んでは保養所のやうなものを設けたり、太陽燈等を備へたりすることが出来る。わけても衛生思想の涵養といふことは、國民保健上最も肝要なことであるが、組合がその團體力、組織力を以てこの方面に努力するならば、その効果は大いに期待すべきものがあり、その國家的意義も亦大である。そして組合は病人の減じることによつて、直接經濟的利益を受けるのであるから、必然的にこの方面に努力を傾注することにならうと思ふ。

(ホ) 保険料 組合は以上述べた事業に要する費用に充てるため、組合員から保険料を徵收する。保険料額及び保険料の徵收方法等は、各組合の保險給付の内容と地方の實情に適應するやう、組合の自治的決定に委ねてゐる。尤も保険料については、農村等の實情から見ても、富の程度を參酌して

相當の差等を附することが適當と考へてゐる。大體資力を標準として、十等級前後に分けることにならう。保険料の額は、保険給付の範圍、種類、程度等に依つて保険給付に要する費用も異つて來るので、一概にいひ得ないが、假りに療養の給付のみを行ふ組合について考へると、平均被保険者一人當の療養の給付に要する費用は年四、五圓程度であるから、これから一部負擔金とか國庫の補助を差し引くと、大體二、三圓前後が被保険者一人當一年の保険料となるわけである。しかしこの保険料とても、給付の内容ばかりでなく地方の實情により相當の幅を生じて來るもので、國民健康保険制度案要綱に準據して、一、三年前から各地に設立された所謂國民健康保険類似組合の實績に徴して見るときは、被保険者一人當り一圓臺の保険料で、相當の醫療を受けさせてゐる實例もあるから、地方に依つてはかなり廉い保険料でも、組合を經營して行ける見込である。

なほ保険料の徴收については、收穫時期に比較的多額に徴收することとするが、或ひは現物、例へば米、麥等で保険料を納付させることもするも、固より差しつかへない。更に貧困者等に對しては、保険料を減免し、またはその徴收を猶豫することが出來ることとなつてゐる。

(ハ) 組合の管理 組合の事務を行ふ組織としては、組合に組合會を置いて重要事項を議決させる。そして組合事務を執行させるために理事數人を置き、理事中一人を理事長として組合を代表させる。普通國民健康保険組合では、特別の事由ない限り、關係市町村長を以て理事長に充てしめることとしてゐる。それはこの組合が市町村と密接な關係を有つべきものであるからである。また組

合の事務所なども、なるべく町村役場や既存の組合の事務所等を利用することにして、町村等との連繫を密接にすると共に、事務費等の節約にも資したいと思ふ。

國民健康保險組合聯合會

國民健康保險組合及び代行人は、共同してその目的を達するため、組合聯合會を設立することが出来る。これが設立に關しては、全國單位、縣單位、郡單位等となすも、また關係組合だけでこれを設立することも差しつかへない。

監督

本制度を一貫する主義として、組合の仕事は、なるべく地方の實情に應じて自治的にこれを行はせることになつてゐる。即ち保険給付の方法や保険料の徴收方法等は上述のやうに、法令を以て劃一的に定めず、町村の情勢や居住民の生活狀態或ひは貧富の如何等に基づいて、その地方に最も適應する組織乃至内容の事業を行はせる。それだから本制度は大いに弾力性を持つわけであるが、しかし、この弾力性も制度の内容を出來るだけ國民生活の實情に則せしめようとするだけのこととて、制度の趣旨に副はないやうな事業の運営や不當な措置等については、監督官廳は十分に組合を指導監督し、本制度の圓滿な運営を期することが極めて必要である。このために法令の上に監督上必要な各種の規定が設けられてゐる。例へば、監督官廳は組合の事業及び財産に關し、詳細な報告をなさしめることも出來るし、實地について組合事務を監査することも出來るし、また必要に應

じ規約の變更、その他必要な命令または處分をなすことが出来ることとなつてゐる。また一定の場合に於ては、組合の決議を取消したり、役員を解職し、または解散を命ずることも出来ることになつてゐる。

補助金

國庫は組合の設立及び經營を助成するため、組合及び代行人に對し補助金を交付することとしてゐる。また道府縣及び市町村も補助金を交付することが出来る。

國庫補助金の交付方法については、原則として各組合の所屬被保險者數に應じて配分する所謂人頭式を採用してゐる。交付標準額は、組合設立初年度及び第二年度は被保險者一人當り一圓程度、第三年度及び第四年度は七十錢程度、第五年度以降は五十錢程度であるが、更に各組合の實情に應じさせるため、組合員の資力貧弱な場合、災害發生した場合、流行病猖獗した場合等特別の事情を參照して交付することにするから、組合により若干の開きが出るわけである。なほ組合設立當初に於て、特別増額したのは、組合の創業時代は組合の創立費用も要し、また組合財政の基礎もいまだ鞏固でないといふことを考慮に置いたためである。

國民健康保險委員會

左に掲げた事項を處理するため、道府縣に國民健康保險委員會を設置して、本事業の適正且圓滿なる運用を期することとなつてゐる。

一 保險給付に關する決定に不服ある者のために審査をなすこと

二 組合または代行人の定むる醫療機關の範圍につき監督官廳の諸間に應じ意見の答申をなすこと

三 組合、代行人または組合聯合會と醫療機關との間に起りたる保險給付に關する契約についての紛争に關しその解決につき斡旋をなすこと

なほ、この委員會の組織及び權限に關しては單行勅令を制定して規定する見込であるが、委員には官吏及び組合例並びに醫師會、齒科醫師會、藥劑師會側よりの代表者を加へることになつてゐる。醫療組織の決定や醫師との診療報酬契約に關聯して、今後國民健康保險委員會の活躍に俟つべきものが多いと思ふ。

本制度の普及計畫

次に、本制度の普及計畫について概略説明して見よう。昭和十三年度に於ける組合設立豫定數は百二十組合であつて、被保險者見込數は五十萬人である。やゝ少いやうな感があるが、本制度の施行當初に當つては、特に懇切丁寧な指導監督をして、堅實な基礎の下に健全な組合の普及發達を期する必要があるので、組合設立豫定數も比較的少い次第である。しかし今後國家財政の狀況及び組合の普及狀態を考慮して、逐年その數を増加し、出來得るだけ速かに本制度の保護を必要とする者の大多數を被保險者とする考へである。

むすび

以上、本法の内容につき概説を試みたが、要するに、本制度は国民生活の安定と国民の健康の保持増進を期するものであつて、農山漁村の経済更生と国力充實のための一礎石といふことが出来る。いふまでもなく、国民の健康は国力の源泉であり、産業の發達も國防の充實も、究極するところ國民の健康にその基礎を置いてゐる。今や國家非常時局に際して、この難局を打開して躍進日本の輝かしい未來の基礎を打ち建てるものは、まさに、不撓不屈の如く強き國民の精神と身體であることを想ふとき、國民の健康を望むこと寔に切なるものがある。近時、保健國策のさかんに唱導される所以も亦こゝに存するのである。國民健康保險制度は、その保健國策の最も重要なもの、一つとして、堅實圓滿な發展と普及とを見ることを切望するものである。殊に現下の非常時局に際しては、銃後の護りを固める上からも、一層その必要を痛感する。

本法は來る七月一日より實施される豫定であるが、實施の上は國民各位の深き理解と熱烈なる援助を茲に重ねて切望する次第である。

五月一日から
郵便規則が變ります

逓 信 省

郵便物の大きさ
 通常郵便物 幅二十五センチの制限が三十センチに擴張されます。(一號標準封筒も差出せることとなります。)又日本標準規格B列七番縦十二センチ八分、横四センチ二分、横九厘一約三寸の私製葉書も差出せることとなります。

小包郵便物 幅、厚さ各十五センチ九厘、十センチの制限が各二十センチ六分、一センチ三厘三十分の差出が便利になります。

郵便物の包装
 新聞、雜誌、書籍、印刷物、寫眞、商品の見本、農産物種子などの第三種、第四種又は第五種郵便物を納めた封筒や帯紙にはお差出しになる方の電話番号、振替貯金の口座番號、取引銀行名など、又郵便葉書には取引銀行名もお書きになつて差支ないこととなります。右以外の事柄例へば模様、標語などは書けないこととなります。又窓を開いた封筒は綴をやめてセロハンを用ひるやうにお改め下さい。

無封の書狀
 従來「無封の書狀」といつてゐた全部又は大部分印刷の書狀を「印刷書狀」と名稱を改め、營業者からは直接營業に關するものならば總て「印刷書狀」として差出せることとなります。(營業者からは扇書、照會書、勸誘書なども印刷書狀として差し出せることとなります。)

商品の見本、商品の雛形
 商品の見本又は商品の雛形にはその物自體又はその容器に「見本」、「雛形」又はこれに相當する文字を明瞭に表示しなければならぬこととなります。雛形在中郵便物の外部に記載する「雛形」の表示は「商品雛形」と改まります。

切手別郵便
 従來の切手別郵便を「料金別納」と名稱を改め、一、二等郵便局に差出す場合の料金は現金でも差支ないこととなります。

年賀特別郵便
 従來は無封書狀、第四種郵便の、名刺等も年賀郵便の取扱を受けてゐたが、本年からは封緘した書狀と通常葉書に限られることとなります。

料金の改正
 △配達證明料 三銭が四銭に
 △引受時刻證明料 十五銭が五銭に
 △物品價格表記料 表記金額十圓迄毎に五銭が二十圓迄毎に五銭に
 △私書函使用料 大都市では値下げになる局が澤山あります。

その他
 種々改正になりますから詳しくは最寄の郵便局でお尋ね下さい。

石油の切符制度 燃料局

石油の消費規正は何故必要か

近代戦に於て航空機、自動車、タンク等が如何に有力な兵器であるかといふことは改めて説くまでもない。これ等の兵器をして戦場を縦横無盡に活躍させる原動力は揮發油である。又最新式の軍艦がその燃料として重油を用ひてゐることは周知の通りである。このやうに、石油特に揮發油と重油は近代戦に於て缺くことの出来ない重要資源であつてこれが供給の如何は國家の安危に懸る重大事である。

ところが甚だ遺憾なことには、我が國は石油資源に恵まれること極めて乏しく、國內産油は平時でさへ全需要量の割にも充たず、毎年多額の石油を輸入に仰いでゐる状態である。

石油の補給については、政府でも夙に苦心を拂つて來たところで、内外石油資源の開発、人造石油製造事業の助長、石油代用燃料の奨励等の方策に依り、このやうな重要資源の外國依存から免れようと努めてゐるのであるが、現在の状態では未だ相當の量を輸入に仰ぐことは已むを得ないのである。

このやうに揮發油及び重油は重要な軍需品であるばかりでなく、又我が國に極めて乏しい資源であるから、その一滴と雖も極めて貴重なのである。そこで支那事變勃發するや、石油補給の確保、國際收支の適合等の見地から不念の用途に充てる石油を努めて節約させる趣旨に依り、第一次石油消費節約案を樹て、中央、地方を通じ官民協力し經營の合理化、代用燃料、代用動力の使用、設備の轉換等に依り著々節約の實效を擧

げて來たのである。ところが、事變は帝國の「國民政府を對手にせず」の聲明に依り、抗日政權を徹底的に膺懲すべく新たな段階に入つたのであるから、前述の理由は一層強化されて、愈々本格的に消費の節約を行ふ必要が生じたわけである。増大した軍需の供給を確保し、軍の作戦行動に遺憾なからしめると共に、他面國際收支の適合についても特に意を用ひ、たとへ事變が長期に亘ることがあつても必要な物資に事缺かぬだけの慎重な準備が肝要である。併しながら揮發油及び重油の供給が回滑に行はれるか否かは、産業上及び交通上に與へる影響は非常に重大である。それだけにたゞ無計畫に民間の需用に供される揮發油や重油の節約を強ひ、供給數量を減少させるだけでは、その節約額が相當の數量に上る時は産業上、交通上に收拾することの出来ない混亂を惹起することは明らかである。そこで前述の消費節約の目的を達しつゝ、他面産業上、交通上に及ぼす影響を出来るだけ少くするために、法制的に揮發油及び重油の消費を規正して比較的不急と目せられる方面、又は他の燃料を以て代用し得

ると思はれる方面の消費を出来る限り節減させ、一方必要な方面への供給を回滑にしその間の摩擦をなるべく防止する必要がある。そこでこの目的を達するために、世界大戦中に數ヶ國に於て食糧品等について實施したことのあつた「切符制度」を採用し節約の實效を擧げると共に供給數量の不足に因る價格の暴騰と商品の偏向を防がうとするのが今回の石油消費規正の趣旨である。

切符制度とは

揮發油及び重油の消費規正が「切符制度」に依つて行はれることは既に述べた通りであるが、以下もう少し詳細にその内容について述べてみよう。既に述べたやうに第一次消費節約に於ては關係方面の自發的協力に依り目的の達成を圖つたのであるが、今回の第二次消費節約に於ては揮發油及び重油の消費は法規に依つて規律されることとなつたのである。即ち昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律）第二條及び第三條に基づき揮發油及重油販賣取

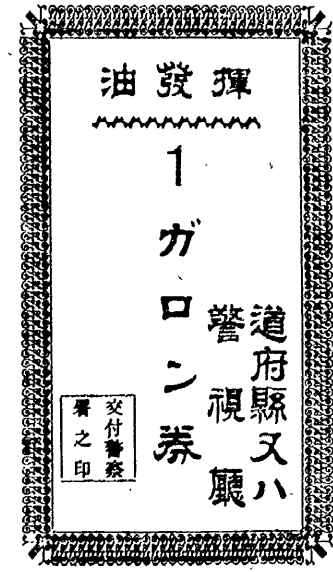
締規則が制定され、既に三月七日公布されてゐるが、現貨に揮發油及び重油が切符(購買券)と引換でなければ購入出来なくなるのは五月一日からである。併しそれ迄に購買券の交付を受けて置く必要があり又石油販賣業者は一定事項を届け出る必要もあるから、「揮發油及重油販賣取締規則」は一部を除き公布の日から施行されたのである。

「揮發油及重油販賣取締規則」(以下單に「規則」と云ふことにする)は今次の揮發油及び重油の消費規正の基準となるべき法規であるが、北海道廳及び各府縣廳(東京府は警視廳)では規則の施行に關し、北海道廳令、警視廳令及び各府縣令を發布し地方の實情に即するやうに細目の點については規定を設けることとしてゐる。

(一) 揮發油及び重油 消費規正の對象となるべき揮發油及び重油とはどの範圍のものを謂ふかと云ふことは規則第一條に規定されてゐるが、揮發油とは攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を、重油とは攝氏十五度に於ける比重〇・八七六二を超ゆる黒色、褐色又は暗綠色の礦油であつて不透明なもの

(コールタールを除く)を謂ふのである。但し潤滑の用に供する目的を以て製造せられた礦油はたとへ右の定義に該當してもこれを重油として取扱はないのである。

(二) 購買券の交付 規則第一條の規定に依り石油の販賣業者及び精製業者は地方長官(東京府では警視廳)の發行する購買券と引換でなければ揮發油又は重油を賣渡すことが出来ないのである。そこで揮發油又は重油を買はうとするときは、それを消費する月の前々月の五日迄に、北海道廳令、警視廳令及び府



縣令で規定されてゐる所轄警察署長を經由して北海道廳長官、警視廳長官又は府縣知事に宛て、定められた様式に依り「購買券交付申請書」を提出しなければならぬ。次に交付申請書を受理した地方廳ではこれに基づき管内の揮發油及び重油の需要量を推定し商工大臣に對し割當の申請を行ふ。燃料局では各種の資料に基づきその月に於て全國で消費さるべき揮發油及び重油の數量が算出されて居り、その數量の中から後述の購買券を要しない方面に消費されると思はれる揮發油と重油の數量を控除した殘餘を各地方廳に對し割當てるわけであるが、この割當については各地方廳よりの申請はもとより、過去の消費実績、販賣実績、その他需要の動向等を充分參照して定めるのである。地方長官はかういふ方法で商工大臣から定められた數量の範圍内で購買券を發行するのであるが、購買券は交付申請書に記載した希望數量を査定の上、申請書を提出した翌月の二十五日から月末迄の間に警察署から交付されることになつてゐる。

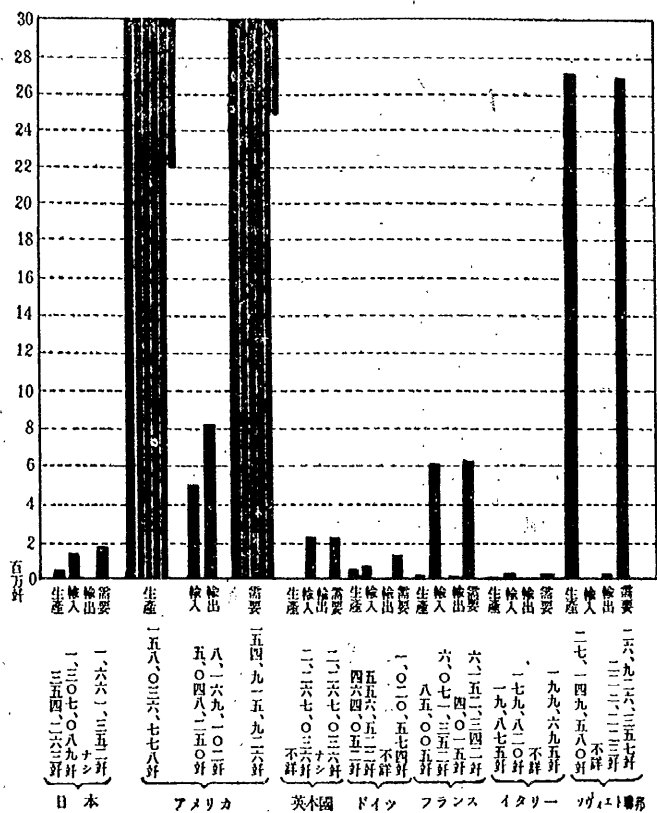
(三) 規正比率 購買券交付申請書に記載された希望數量に對しては、その儘の數量を承認交付するのでなく、一定基準に基づき消費部門別に異なる規正比率を以て査定されるのである。

(四) 購買券を要しないもの 揮發油又は重油は購買券と引換でなければ買へないことは前に述べた通りであるが、種々の理由のため購買券に依らせざることを不適當とするものがあるので、規則第二條但書で例外を設けてゐる。例へば購入數量が揮發油一リットル以下、重油五リットル以下の如き極少量なる場合は一々購買券に依ることはその煩に堪へぬであらうし、御料品、外國公館の用品等の如きもの、或ひは石油使用の實情からして購買券に依らしめないのを可とするもの、又は天災事變その他已むことを得ない事由があつたとき等、規則第二條の各號に列記されてゐるものについて

は購買券を要しないのである。その中に列記されてゐるものの中官廳用品は購買する際に購買券を要しないといふだけであつて、その用途については民間に於けると同様に規正される。

(五) その他規則では 購買券の交付を受けんとする者

主要國の原油需給高 (昭和十一年)



石油について我が國が世界列強の間で占める位置はどんなものか。石油の原料たる原油の需給高の比較圖表を見ると、我が國で生産される原料だけでは到底間に合はず、需要高に對し二・三割を占めるに過ぎず、他は輸入に仰ぎ輸出は皆無の状態である。一方、アメリカの如きは、世界の石油王國で需要高より生産高の方が多量といふ逆の立場にある。

この圖表に於て日本は外地を含む。なほ参考のため不詳欄について昭和十年の數字を示せば、英本國生産一三〇、九三三噸、獨逸は輸出なく、伊太利輸出二九噸、ソ聯輸入二二三噸である。

(企業院の資料による。)

には一定事項を記載した購買券交付申請書を提出すべきことを命じ、又揮發油若しくは重油の販賣業者又は石油精製業者に對し一定事項の届出義務、記載義務及び報告義務を課してゐる。消費規正の事務は極めて繁多であり、且つ短期間に處理しなければならぬから記載事項が正確、明瞭に書いてあるか否かは事務の能率に影響するところが極めて大である。記載者の側でもこの仕事に協力する意味で努めて正確、明瞭に記載して減き度いものである。

ソリン機關の代用としての薪炭瓦斯發生爐の設置に對しては本年は相當豫算を増額して奨励金を交付することとしてゐる。

以上述べたやうに、政府でも種々の方策を講じ本制度の實施の圓滑を期してゐるのであるが、揮發油、重油の供給、消費の兩方面に互り關係者全部の充分な理解と協力なくしては到底この劃期的な大事業を支援なく遂行し所期の節約の効果を擧げることが不可能である。今日我が國の當面してゐる時局の重大性を充分認識されて多少の不利不便はこれを忍び石油の消費節約といふ誠に難しい大事業に進んで協力を惜しまれないやう切に希望する次第である。

樟腦の話

樟樹現在本数調査に當つて

専賣局

今度専賣局では樟腦の原料たる樟樹の現在本数調査を、來る四月三十日新緑の芽生季を選んで、内地主要生育地方全部に互り一齊に施行することとなつた。この調査の目的は内地樟腦事業の確立上、正確な現地調査の方法で内地樟腦原木の分布状態を知り、更にその結果に基づき原料資源漸養のため樟樹植林の根本的對策を講じようとするにあり、樟腦専賣事業遂行上最も重要な基本調査である。そこでこの機會に樟腦の用途、内地樟腦産業の現況並びに本調査方法の概要について解説し、樟腦資源漸養の必要に對する一般の理解を得たいと思ふ。

樟腦(厳密に言へば粗製樟腦、樟腦油)は煙草、鹽、アルコールと共に内地での専賣品であるが、明治三十六年十月現行「粗製樟腦樟腦油專賣法」が實施されてから三十五ヶ年、この間幾多の困難を克服して樟腦事業は今日の盛況を見るに至つた。

普通樟腦といへば、すぐ蒸溜を思ひ出すほど樟腦は古くから臺灣の主要物産となつてゐるが、近年内地樟腦の産額は著しく増加し、今日では内地臺灣略比肩する状況である。

樟腦の用途

樟腦は周知の通り高貴な香りを有するもので一般には單に蟲除けぐらゐにしか知られてゐなかつたが、文化の進運と共に、その利用價値は高められ、應用範圍も著しく擴大されて來た。先づ第一に、樟腦はセルロイドの主要原料で、これは樟腦總需要高の六七割を占めてゐる。セルロイドは今更説明するまでもなく、寫眞フィルム、安全ガラスその他玩具、文房具、雜貨等として、日常我々に親しみの深いものであるが、更に最近は事變發生以來鐵鋼資材の需要を反映し、鋳力等の代用品として多量に使用されてゐることは、今後のセルロイド利用上注目し値することであらう。なほこゝに附記したいことは本邦のセルロイド工業が軌近著しい發展を遂げ、特に昭和八年以來斷然歐米の先進國を抑へ世界第一の生産高を示してゐる事實であつて、これは我々の最も力強く感ずるところである。樟腦はセルロイドの他に醫藥、化粧品、香料、龍腦、

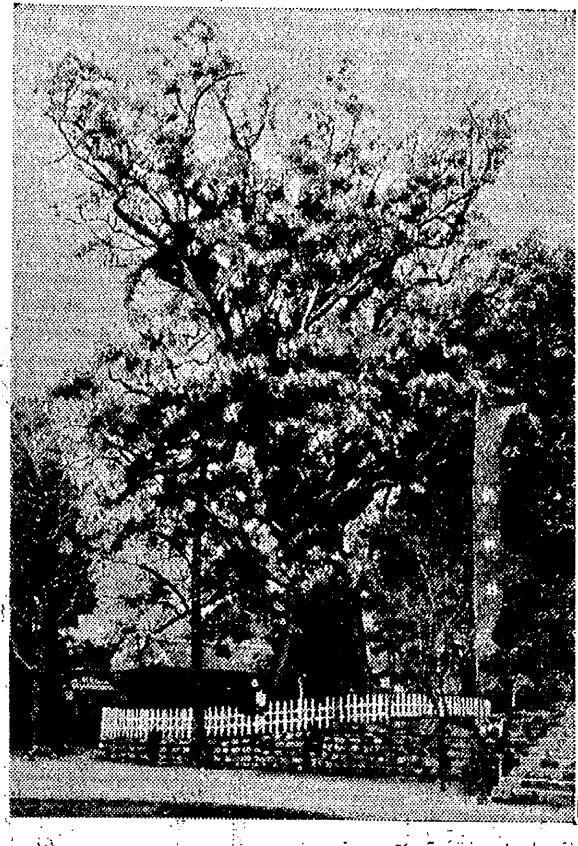
防蟲劑、防臭劑等の製造の主原料に供される。殊に醫藥としては、カンフル注射藥カンフル丁幾の他に、最近はメンソレータムのやうな家庭常備藥として世界中に行きわたつてゐるものもある。

次に樟腦油再製の際副生する樟腦副産油(白油、赤油、藍油)は従來香料原料としてそのまゝ海外に輸出されてゐたが、爾來我が國でも研究の結果、これから幾多の貴重な香料、醫藥、工業藥品の製出に成功し、今では國內香料、藥品化學工業界には缺くことのできなない重要原料となつてゐる。

樟腦の用途は大體以上の通りで、本邦の特産品であるところから粗製のまゝ又は精製の上、海外に賣捌かれ、古くから日本樟腦として名聲を博してゐるが、近年はこの外に

セルロイドを始め醫藥、香料、工業藥品としても多額の輸出が行はれ、本邦輸出貿易振興上に重要な役割を果

鹿兒島縣姶良郡浦生村八幡神社境内にある樟樹、周囲三メートル高さ三二メートル日本第一の大木と言はれ推定樹齡は千二百年で天然記念物となつてゐる



してゐる。

樟腦の生産

樟腦の原木たる樟樹の生育は、主として亞細亞東部の海岸に近い温暖な土地に適し、臺灣、内地の外には南支那の海岸地方にもある。内地に於ける樟樹の分布は琉球、九州、四國、山陽道、畿内、紀伊、伊勢、遠江、伊豆、安房等で、殊に九州地方には最も多く、内地に於ける樟腦總生産額の約九割迄を同地方で生産してゐる。そしてこれ等の各地方には、「粗製樟腦樟腦油専賣法」に依り政府の製造許可を受けた所謂製腦者が現在千三百餘人あり、その製造場は千四百餘ヶ所に上つてゐる。

樟腦を製造するには原料樟木の根や幹を小片に削り（枝や葉はその儘で）これを徹と稱する蒸餾器で蒸餾して採取するものであるが、樟腦の取れると同時に樟腦油が取れる。この樟腦油は約五〇％の樟腦を含有してゐるのでこれを再製して樟腦分を取りその残りの部分が所謂樟腦副産油となるのである。

次に本邦樟腦の産額であるが、明治三十六年専賣施行當時は、内地、臺灣産を通じ總額三百萬担に過ぎなかつたが、近年セルロイド工業の急激な發展に伴ひ生産高も累増し、今日では六百萬担の多額に上つてゐる。

る。その内、内地の産額は専賣法實施當時は總生産額の十分の一程度であつたが、現在では前述の如く臺灣と略同額に達してゐる。

副産油の産額も亦樟腦の増産に應じて増加し、昨今は年産三百五十萬担に達してゐるが、このやうに繼まつた大量の香料資源を有することは、世界何れの國にもその類例を見ないだらう。

樟樹造林の急務

このやうに近年我が國に於けるセルロイド工業の急激な發展に伴ひ、樟腦の需要も逐年増加の趨勢を辿り、従つて生産方面でも年々大量の製腦を行ふこととなり、これがため消費する樟樹の本数は極めて莫大なるものである。このに樟樹の造林は焦眉の急務となつて來た。政府も夙にこの情勢を察し、大正十五年以來樟樹造林奨励のため、年々多額の樟苗木を一般に無償で交付して來たのであるが、近年は次第に樟樹植林事業も旺盛となりその交付本数も年々百六十萬本に達してゐる。

併しながら樟樹の植林は相當長年月を要する事業で、先づ樟腦の製造原料に供し得る迄には大體、約三十年もかかる仕事だから、勢ひそれまでは現在の樟樹を以て製腦原料に充てるより外に途がない。だから今

後の製腦計畫を樹てるには、これ等原料に供することが出来る樟樹が現在内地で何本あり、又その樟樹には果してどれほどの樟腦が含蓄されてゐるかを詳しく知つて置くことが何より必要であつて、今回現在本數調査の目的も一にこゝにあるのである。

樟樹現在本數調査の要領

さて今回の調査の方法は

1 調査區域―二府二十二縣

東京府の一部（小笠原島、伊豆諸島のみ）神奈川縣、千葉縣の一部（安房郡、君津郡のみ）靜岡縣、三重縣、愛知縣、大阪府、兵庫縣の大部（但馬五郡を除く）、島根縣の一部（美濃郡、鹿足郡のみ）岡山縣、廣島縣、山口縣、愛媛縣、香川縣、徳島縣、高知縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿児島縣、沖縄縣

その他の地域にも現在多少の樟樹は存在するが、氣候風土概して樟樹の生育に適せず、製腦原料漸次上將來を期待し得ないので、今回は調査を省略することとした。

2 調査方法

専賣局では豫め樟樹現在町村に配置する囑託調査員を通じて、樟樹所有者又はその管理者に調査票用紙を配付して置く。樟樹の所有者又は管理者は、左記区分により、自己所有には管理の樟樹が夫々何本あるかを正確に調べて配付

用紙に誤りなく記入して置けばよいので、調査の翌日から調査員がその調査票を集めに行くこととなつてゐる。

樟樹の調査区分は

(イ) 所有区分に依り皇室有、國有の外、府縣有、市町村有、部落有、その他公共團體有、學校有、社寺有、部分林、私有に分ち

(ロ) 目通尺廻りの区分に依り五寸廻未満の稚樹、五寸廻以上、一尺廻以上、二尺廻以上、三尺廻以上、五尺廻以上、一丈廻以上の分け方に依るが、五寸廻未満の稚樹については苗圃にある苗木を除くことは勿論である。

尙樟樹の純林又は樟樹を主とする混生林にして一町歩以上の面積を有するものについては、前記所有区分により、所在、所有者名、段別、現在本數、平均目通尺廻、經過年數、間伐回数等を詳細に調査する。

更に本調査の正確を期するため、皇室有、國有、府縣有並びに市所在のものを除き、現在本數百本以上の町村には、専賣局員又は囑託調査員が實地に臨み調査を行ふ。

このやうに樟樹造林については勿論、今回の現在本數調査の實施に當つても、これが達成には官民一致の協力が必要とするものであるから、政府としては大方の理解と援助とを切望して止まぬ次第である。

共産軍の本據を覆滅す

陸軍省新聞班

一、概況

黄河作戦終了後に於ける我が軍は蟠居する殘敵を引續き掃蕩中である。

二、共産軍の本據覆滅

榆社、武鄉、沁縣を中心とする山岳地帯は久しく共産軍の本據として蠢動をつづけ、我が軍の討伐の及ばないのを奇貨とし屢々太谷近くに出現する等のあがきを見せてきたが、四月七日から中旬にかけて我が軍は各方面より並進し、逐次包圍圈を縮小しつゝ各地に於て徹底的打撃を與へその本據を次々に占領して掃蕩の目的を達成した。四月十七日迄に我と交戦せる敵の兵力累計約四萬で、これは朱德を中心とする共産軍及び曾萬鐘の第三軍等である。我が軍の猛攻に殆んど潰滅し遺棄屍體だけで

も累計四千に上り、四散せる殘敵は辛うじて僻陬に逼塞して、もはや蠢動さへもなし得ない状態となつた。我が方の損害は戦死傷合して約三百六十である。

次にその掃蕩状況の概要を述べよう。

イ、鯉登部隊は四月二日臨汾より行動を開始し四日安澤附近に於て敵を撃破すること二回、又その一部は前進を續行し六日古陽で、七日亢驎附近で激戦を交へ敵を追うて八日早朝沁源に迫りこれを占領した。敵の遺棄した屍體累計九百に達し我が損害は微小である。この部隊は沁源から歸還の途中、十五日沁源南方約七里和川鎮附近に堅固な陣地を占領せる敵を攻撃十六日遂にこれを突破し西方に急進し約二里の地點に於て再び敵と遭遇しこれを撃退した。

ロ、潞安及び屯留より前進した部隊は余吾鎮及び虎亭鎮

を掃蕩して前進し十日遂に沁縣を占領した。

續いて十二日武鄉附近に達し十三日には遂に榆社を占領した。榆社は共産軍の根據地であつて去る二月二十日爆撃中の小峰中尉が敵陣にプロペラを破壊され遂に敵陣中に肉弾爆撃を敢行して壯烈な戦死を遂げた思出の地である。

この部隊は潞安方面に歸還の途中、武鄉東方地區で部隊の後尾に向ひ四方から攻撃して來た敵約二萬に對し直ちに反轉して攻撃を加へ遂に敵味方錯亂混戦の状態となり、激戦七時間にして徹底的大打撃を與へ午後五時殘敵を東北方に潰亂せしめた。敵は第十二、第一百十五、第二百十九、第八十九、第六十二、第九十四師等に屬する部隊で遺棄した屍體約二千。本期間最大の戦果を収めて共産軍主力に一大打撃を與へた。

ハ、土藤部隊は八日早朝から襄垣附近で二回の激戦を交へてこの地方を肅清し、更にその北方一二里に陣地を占領して約二千の敵を攻撃十日夕これを撃破して前進し十二日遼縣西南方地區に進出し、その後轉進して十六日西營鎮東北約二里に陣地を占領し抵抗する約二千の敵

を攻撃、大打撃を與へて南方に潰走せしめた。この敵は曾萬鐘の第三軍に屬し屍體約三百五十を遺棄してゐる。

ニ、我が一部隊は涉縣から前進してその北方地區を掃蕩し又他の部隊は順徳から西方に前進し十四日芹亭鎮及び費檢方面を肅清し各々の目的を達成した。

ホ、平定から南下した部隊は十二日午前九時共産軍の本據遼縣を占領した。その後拐兒鎮附近の友軍の戦鬪に協力した後轉進して和順、昔陽附近を肅清してゐる。

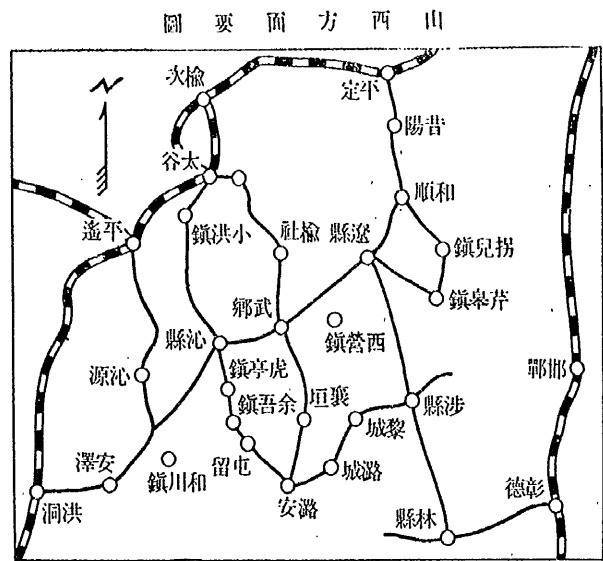
ヘ、太谷から南下した石田部隊は十日より行動を開始し小洪鎮の約千二百の敵を撃破し續いてその南方地區に堅固に陣地を占領してゐる敵を攻撃中である。

三、山西西部方面

山西省西部方面では、鄉寧、吉縣方面、石樓、永和方面、離石方面等大要の掃蕩を終了したが、軍は引き続き治安維持のため所謂敗殘兵の討伐に夜を日についで活躍してゐる。

イ、十日夜半鄉寧の我が部隊に對し約四千の敵が襲撃して來たが、激戦數刻遂に壯烈な白兵戦を交へてこれ

を撃退、敵は大打撃を受けて潰走した。遺棄屍體約五百、鹵獲品は迫撃砲一、自動小銃十五、機關銃十二であ



る。我が方は戦死十、負傷二十八を生じた。郷寧部隊は

更に十三日拂曉第六十一師、第十五師、第八十五師、教導團等に屬する敵を攻撃してこれを潰走させた。遺棄屍體約三百、我が損害戦死一、負傷三である。

ロ、十一日河津にある我が部隊は、禹門口及び河津北方の隘路口附近で約三百の敵を攻撃し、又河津縣城で約七百の敵の攻撃を受けたが悉く殲滅的打撃を與へて潰走せしめた。敵は第四十二、第七十六、第六十四の各師で遺棄屍體合計約八百五十、鹵獲品は自動小銃八、小銃四百五十である。我が損害戦死六、負傷十七を生じた。

十三日同部隊は更に河津北方の敵約二千を撃破した。敵は第四十二、第五十四師で遺棄屍體三十、小銃百三十、彈藥多數を鹵獲したが我が方には損害はない。

ハ、十日以來榮河にある岡崎部隊は約二千の敵の攻撃を受けたが直ちに反撃してこれを撃退した。敵の損害は二百以上、我が方は負傷一のみである。

ニ、蒲縣守備隊は十四日から蒲縣東方地區で砲を有する約千の敵と交戦し、十五日に互り激戦の後これを潰走させた。敵の遺棄屍體百五十、我が方は戦死三、負傷九を生じた。

ホ、平陸、安邑方面にある我が部隊は、十二日、十三日に互り平陸、安邑間の地區にあつた約九千の敵を掃蕩した。

ヘ、潼關及び芮城の各部隊は十日より行動を開始し、芮城西方山地内に蠢動しつゝあつた第二十八、第二百二十五師に屬する敵約五千に對し東西相呼應して討伐を開始し十二日夕に至り完全に掃蕩した。

ト、汾陽及び文水の我が部隊は文水西方高地の敵を攻撃潰滅せしめた。敵の遺棄屍體六十で我が方には損害なし。

四、京漢線方面

イ、十五日大野部隊は林縣(彰德西方十五里省境附近)にある約千六百の敵を撃破し林縣を占領した。先に我が軍に歸順した李英の指揮する皇協軍の一部は大野部隊に協力林縣南方に於ける敵を攻撃撃つたる武動を立てた。

ロ、孟縣の田鎮部隊は十五日孟縣北方二里に屯する千餘の敵を討伐潰走させた。敵の遺棄屍體約二百、我が方の損害戦死一、負傷一である。

ハ、封邱の須藤部隊は十二日封邱西南方に現出した遊撃隊を攻撃潰滅せしめ、更に黄河中洲にある敵を攻撃トーチカを粉砕した。

更に十五日には封邱東南方の敵遊撃隊を撃破した。

五、山東南部

我が軍の背後に迂回し來つた湯恩伯、孫連仲、張自忠等の約十箇師の敵に對し、我が赤柴、福榮、片野等の諸部隊は嶧縣南方及び郭里集方面に轉進して侵入した敵に對し反撃中であつたが、逐次敵を壓迫し殊に沂州に向つた我が軍の一部は十九日午前十時十五分沂州西北角を續いて十一時頃全城壁を完全に占領した。

沂州は臨沂とも稱し南部山東省沂河と沭河の合流點の西南岸にあり東西北の三方河水に圍まれた要害の地であると共に交通、商業の中心地である。人口三、四萬と稱せられる。最近敵は張自忠、龐炳勳等の部隊を以てこの地を死守すべく誓つてゐたのであるが皇軍の猛攻の前にもろくも陥落をみたのである。

正確無比の爆撃

海軍省海軍軍事普及部

我が航空部隊の相次ぐ正確適切な攻撃は、敵空軍に再建の餘裕を與へず、敵空軍は今や潰滅に瀕してゐるが、わづかに輸入機と外人飛行士の援助とに期待し辛くも我が空爆を避けて虚勢を張つてゐる有様である。殊に我が正確無比な空爆と、勇猛果敢な空中戦闘により、敵航空施設は次から次へと爆破されると共に優秀を誇るソ聯機、英國製グラデューター機も無様に撃墜されてゐる。

いかに我が空爆が正確無比を極めてゐるか。外人記者の報道に依ると、我が空爆は適確に軍事施設をねらふから民家は安心だと、空爆に際しても一般住民は安堵して生業に従事してゐるといふことである。又支那空軍に従軍した一外人飛行士の談話に依ると、「日本空軍の勇敢無比、質の優秀なことは正に世界一である。」と折紙をつけてゐる程で、その後の空襲經過は次の通りである。

四月七日

中支空襲

宜昌、信陽 兩飛行場を攻撃し歸途京漢線東方約二十哩附近で敵戦闘機と遭遇、これと交戦敵三機を撃墜した。

南支空襲

梅縣 飛行場を爆撃し格納庫二及び大型建物一に損害を與へた。

廣東方面 天河、白雲及び從化飛行場を攻撃した

外西村驛附近で貨車群を攻撃。

その他 廈門島胡里社砲臺を爆撃。

四月八日

北支方面 陸軍作戦に協力し沂州方面の敵防禦陣地を攻撃。

南支空襲

粵漢鐵道 橫石驛に於て貨車群、西村、江村間に於て鐵路を爆破した。

廣東方面 天河飛行場を爆撃し地上機十機を爆破炎上せしめ從化飛行場を爆撃し誘爆破壊した。

その他 廈門島胡里社砲臺を攻撃。

四月九日

北支方面 海州附近で軍用貨車及び敵部隊を攻撃。

南支空襲

粵漢鐵道 橫石驛に於て貨車を爆破。

梅縣、漳州兩飛行場を攻撃。

四月十日

北支方面 匪賊の策源地榮城縣城內を攻撃した外陸軍作戦と協力沂州附近の敵陣を爆撃した。

中支空襲

長沙 軍政機關及び軍事要點たる大建築物三種を爆破炎上せしめた。

南支空襲

粵漢鐵道 黎洞驛、碧江口驛で貨車、烏石驛及び沙口坪南方鐵橋爆撃。

廣東方面 白雲飛行場攻撃。

その他 廈門島胡里社砲臺爆撃。

四月十一日

中支方面 衢州 飛行場を攻撃し飛行場及び施設を爆破した。

南支空襲

(36)

粵漢鐵道 銀盞坳附近を攻撃△廣東附近 從化飛行場攻撃△龍巖、梅縣 飛行場を攻撃。

四月十二日

北支方面 奉平南方約三十軒附近の敵集團を攻撃。

中支方面 麗水及び寧波兩飛行場を攻撃格納庫、兵舎、滑走路等に多大の損害を與へた。

南昌、漢口 夜間月明を利し兩飛行場を奇襲し爆撃。

南支空襲

福州、建甌 各飛行場を爆撃△漳州 飛行場を爆破

△潮州 飛行場を爆撃△德慶 大型運荷船一隻を爆破炎上せしめた。

四月十三日

北支方面 海州附近を攻撃。

南支空襲

廣東附近 天河及び白雲兩飛行場を爆撃し白雲上空で敵戦闘機二十數機と交戦その十五機を撃墜した。

その他下記飛行場を爆撃した。衢州、温州、福州及び漳州。

四月十四日

南支空襲

粵漢鐵道 錦厦附近の橋梁及び軍事輸送道路を攻撃。

(37)

廣九鐵道 石龍鐵橋を大破した。
その他 天河、白雲兩飛行場に對して多大の損害を
與へた。

四月十五日
北支方面 古現(芝罘の西二十軒)の敵部隊を爆撃し
た。

中支空襲 南昌 夜間、新飛行場を爆撃し三ヶ所に火
災を起させた。

南支空襲 粵漢鐵道黎洞、橫石附近及び廣九鐵道の石
龍鐵道附近線路を爆破した。

四月十六日
南支方面
粵漢鐵道 烏石、沙口、碧江口及び河頭附近の鐵橋
を破壊した。

廣九鐵道 樟木頭、土塘間の線路を爆破。
四月十七日
北支空襲 沂州 城門附近の敵部隊の攻撃。

中支空襲 漢口 夜明前三回に互り飛行場を爆撃し
た。

南支空襲
粵漢鐵道 烏石驛及び附近の軍事輸送施設を攻撃、
西村附近で集團貨車群を爆撃多大の損害を與へ
た。又英德北方で軍需品格納庫を爆破炎上せしめ

鐵橋、鐵路を爆破した。
廣 東 市東北の兵工廠を爆撃數棟を爆破した。
その他 白雲飛行場及び附屬建物を爆破した。

四月十八日
北支方面 沂州の敵部隊を攻撃し彈火藥集積箇所到大
火災を起させた。

中支方面
孝感、漢口、武昌 夜間飛行場を急襲爆撃、地上機
らしものを炎上させた外樟樹鎮(江西省)を爆撃
し飛行場と附屬施設に多大の損害を與へた。

南支方面
粵漢鐵道 英德北方で貨車、鐵橋、線路を爆撃し貨
車數十輛、鐵道、線路數ヶ所を爆破した。

碧江口兵工廠に大小數十彈を命中せしめ大損害を
與へた。
四月十九日
北支方面 沂州附近の敵を攻撃野砲陣地を爆破した
外、李家莊を爆撃火災を起させた。

南支空襲
粵漢鐵道 橫沙驛附近を爆撃。
廣九鐵道 錦慶附近の軍事輸送施設を攻撃。

國民黨の臨時全國代表大會

外務省情報部

議事の概況

中國國民黨の戦時下臨時議會ともいふべき臨時全國
代表大會は去る三月二十七日開會し、四月一日閉會式
を舉行したが、これに關し同黨の宣傳機關たる中央通
信社の四月二日發漢口電報は次のやうに報じてゐる。
中國國民黨臨時全國代表大會は先月二十七日開會
し、當日午後豫備會を開き、蔣中正(介石)、汪兆銘、居
正、于右任、李宗仁、吳敬恒、馮玉祥、戴傳賢(天仇)、
陳果夫、孔祥熙、丁惟汾、巴文峻、伍智梅、王憲章、
李振殿、周受來、羅露天の十七人を主席團に推し、葉楚
傖を大會秘書長となし、二十九日から本月一日まで四
回の大會を開き、代表者及び中央委員が約五百人出席
した。大會中黨政、軍事、財政に對して悉く詳細な報告
をなしたが、これを聴取した代表は深く満足の意を表

し、今後改進すべき點に關しても亦それ／＼精密に指
示した。四日間に各代表の提案は非常に多く出たが何
れも綿密に討議した上で遂案決議したから、秘書處で
整理した後に各主管機關に廻はして適切に施行させ
ることにならう。決議事項の重要なものは大體次のや
うなものである。
黨務に關する事項 本大會では我が黨は救國建國の
重大な使命を帯びてゐるから、この國家民族存亡の境
に當り抗戰力量を強化するためには、抗戰指導機構を
整頓し黨務を改進して積極的に工作しなければならな
いと云ふので
(一) 黨の領袖制確立 大會に於て黨規を改正して
蔣中正を總裁に、汪兆銘を副總裁に選舉し、國民黨の基
礎に安定した重心を持たせ、總裁をして黨規にある總
理の職權(總理孫文の死んだ後、國民黨では我が黨の父孫文

以外の者が、彼が總理として持つたやうな権限をもつてゐては事を誤ると云ふので黨規を改正して委員制にし、總理を置かないことにしたが、孫文を記念するため黨規に第四章總理の一章を設け舊規定と同様のものが「物言はぬ規定」として保存されてゐる。を代行せしめ、常務委員開會の際には總裁が主席となることとし、中央執行委員會の下にある各部各會も亦對等調整し或ひは變更することとする。

(二) 青年團の設立 黨の組織を健全にし黨の基礎を鞏固にするために、豫備會員を取消し青年團を設立し統一した組織下に全國の青年を訓練し各人に三民主義を信奉させることとする。

と決定した。この外、黨政機關と各級黨部組織との調整、黨員の訓練並びに監察及び一般の組織や訓練の工作についても會議で確實な原則が出来てゐる。政治に關しては、大會では目下敵軍の侵入してゐる際で國民代表大會を近く召集することが出来ないが、同時に非常時に於ては全國の力量を集中し廣く各方面の意見を集めて國策の決定と進行とを便利にしなければならぬから、民意機關の組織を決議し、「國民參政會組

織法」を制定して速かに國民參政會を召集し、委員選定方法及び同會の職權等に關しては中央黨部でこれを制定發表することとなつた。また大會は抗戦上の任務と建國の目的とを同時に達成せしむる見地から、外交、軍事、政治、經濟、民衆教育の各綱領(別項參照)を規定發表し、抗戦行動に關する一切の段取を整へ全國の抗戦力量を完全に集中團結して集團の效力を發揮させることとなつた。これは國民精神を振興せしめ抗戦力量を増進する上に重大な關係を有するものである。その他例へば教育方面では戰時教育實效方案などが通過し、經濟方面では戰時生産増加案などが通過した。四月一日の大會で各議案を議した後、宣言文(別項參照)が通過して閉會式を舉行した。

更に同上別電で先月二十九日の第一回大會席上に於て蔣委員長に送る書翰慰勞文、各戰線の將士宛慰勞電文を討議通過したと報道した。

抗戦建國綱領

(甲) 總則 (一) 三民主義及び總理の遺教を以て一般抗戦行動及び建國の最高基準とす。(二) 全國の抗

戦力量は本黨及び蔣委員長指導の下に全力を集中して奮勵邁進す。

(乙) 外交 (三) 獨立自立の精神に基づき世界に於て我に同情する國家の國民と聯合して世界の平和と正義のために共同奮闘す。(四) 國際平和機構及び國際平和を保障する公約は極力これを支持し、且つその權威を充實す。(五) 一切の日本帝國主義侵略に反對する勢力と聯合して日本の侵略を制止し東亞の永久平和を樹立し且つこれを保障す。(六) 世界各國現存の友誼は益々増進して我に對する同情を擴大す。(七) 日本の中

國領土内に於て武力を以て造成せる一切の偽政治組織及びその對内對外の行爲はこれを否認し取消す。

(丙) 軍事 (八) 軍隊の政治訓練を強化し全國將士をして抗戦建國の主義を明瞭ならしめ一致して國のために盡さしむ。(九) 全國の壯丁を訓練して民衆武力を充實し抗戦區部隊の補充とす。又海外よりの歸國國民にして前線に於て命を捧げんとする者に對しては特殊訓練を施して祖國を保護せしむ。(十) 各地の武裝人民を指導及び協助して各戰區司令長官指揮の下に正式軍隊と合作せしめて充分に國土保衛、外侮防禦の本能を

發揮すると共に敵の後方に在つて普遍的遊撃戦を行ひ敵の兵力を破壊し且つ牽制す。(十一) 傷亡將士を慰勞し廢兵を收容し並びに抗戦人民の家族を優待して士氣を振はしめ全國的動員を奨勵す。

(丁) 政治 (十二) 國民參政機關を組織して全國の力量を團結し、全國の思慮並びに識見を集中して國策の決定と推行に便す。(十三) 縣を以て單位とし民衆の自衛を改善すると共にこれを健全ならしめ、また訓練の實施によりその能力を強化すると同時に速かに地方自治を促成する條件を加へて抗戦中の政治的社會的基礎を鞏固にし且つ憲法實施の準備とす。(十四) 各級政治機構を改善してこれを簡單化合理化し行政能率を増加して戰時の必要に適合せしむ。(十五) 綱紀を肅正し各級官吏をして忠勇奮闘して國家のために犠牲ならしめると共に紀律を嚴守し命令に服従して民衆を指導せしめるやう指導す。職務に不忠にして抗戦を誤る者は軍法を以て處罰す。(十六) 貪官汚吏を嚴重處分しその財産を沒收す。

(戊) 經濟 (十七) 經濟建設は軍事を中心として同時に人民の生活改善に注意しこの目的に基づき計畫

經濟を實行し國內國外人民の投資を奨励して戦時の生産を増加せしむ。(十八)全力を以て農村經濟を發展せしめ合作を奨励し糧食を調節すると共に荒地を開墾し水利を圖り、礦業を開發して重工業の基礎を樹立し輕工業の經營を奨励し並びに各地手工業を發展せしむると共に戦時税制を推行して徹底的に財務行政を改革す。(十九)銀行業務を統制して工商業の活動を調整す。(廿)法幣を鞏固にし外國爲替を統制すると共に輸出入を管理して金融を安定せしむ。(廿一)交通系統を整理し水、陸、空の聯運を實施して鐵道、公路を増築し且つ航空路を増加す。(廿二)奸商の壟斷、投機操縱を嚴禁し物價調節制度を實施す。

(己) 民衆運動 (廿三) 全國民衆をして農、工、商、學各團體を組織せしめその改善と充實とを圖る。又「有錢出錢」(金錢の有る者は金錢を出せ)「有力出力」(體格の好い者は勞力を出せ)を實行し民族の生存を爭取するために抗戦し且つ動員す。(廿四) 抗戦期間中は三民主義の最高原則及び法令に違反せざる範圍に於て言論、出版、集會、結社に對し合法的にして充分なる保障を與ふ。(廿五) 戦區の難民及び失業民衆を救済しこれを

組織して訓練を施し抗戦力量を強化す。(廿六) 民衆の國家意識を強化し政府を輔佐せしめ反動を肅正し漢奸(支那人のスパイ)を嚴重に懲罰すると共に法に依りその財産を沒す。

(庚) 教育 (廿七) 教育制度及び教程を改正し戦時教程を推行すると共に國民道德の修養に注意し科學的研究を提倡し且つその設備を擴張す。(廿八) 各種專門技術家を訓練しこれを適當に分配し以て抗戦の必要に應ぜしむ。(廿九) 青年を訓練し戦區及び農村に於て服務せしむ。(卅) 婦女を訓練し社會事業に服務せしめて抗戦力量を増加す。

大會の宣言と支那紙の批判

大會の宣言は實に長いものでこれを全譯すれば本誌の二十數頁位にはなるであらう。その内容は一口に云へば前記の「抗戦建國綱領」に肉をつけ皮を張り豫ての強がりと言言を繰込んだやうなもので、これによつて對内的には無意味な戰爭を厭ふ人民の反戰的態度を明らかにさせないやうにし、對外的には正義の平和を欲求するとか、平和を基礎とする條約は飽くまで支持す

るなどと説き、たゞ日本が無理なことばかりして支那の國土を侵略しつゝあるかの如く吹聴し、國際的同情を懇願してゐる有様が明らかに看取される。

今回の中國國民黨臨時全國代表大會の決議及び宣言が四月三日の紙上で發表されるや、廣東香港方面の新聞は一齊に社説を掲げて表面的には贊成の意を表したが、その批判を熟讀玩味すれば必ずしもこれを全面的に誦歌するものとは云へない。すなはち過去の國民黨の戦政に對して相當露骨な非難をしたものもあり、この點がその邊の消息を雄辯に物語つてゐると觀測される。例へば四月四日の大衆日報は「過去數回の代表大會は全部失敗を繰返したに反し今回の大會ははじめて國民の賞讃を博した」と云つてゐる。

表面から見れば、今までは駄目であつたが今回は巧くやつたと賞めたのであるが、その底に國民黨反對の意識が潜在してゐるのではなからうか。汪兆銘系統だと云はれる南華日報は四月四日の紙上に「……然るに三民主義は徹底せず、國民黨は腐敗して中國の領土主權の一部は喪失し吾人泣かんとするにも涙がない。されば吾人は赤裸々に國民大衆の前に過去の錯誤と過失とを承認し、且つ絶大の決心を以て今後の難局を擔當

すべきである……」と論じた。兎に角「抗戦建國綱領」第二十四項の中で言論の自由を認めたことは、新聞人を大いに喜ばせたであらう。但し「抗戦期間中は三民主義の最高原則及び法令に違反せざる範圍内に於て」と云ふ條件を實際的に如何に取扱ふかについては、相當な取締が行はれるのではないかと心配する者も少なくないであらう。

今回の決議宣言に對する贊成論を掲げながら右の如き過去の措置を論難したのは取締の程度如何を探るためではなからうか。要するに衷心より出た同感の辭としては、餘りにも奥歯に物の挟まつた言ひ廻しはしてある。

臨時會議を繞る諸問題

國民黨總章(中國國民黨の黨規)第五章項下第二十六條に「本黨最高權力機關を全國代表大會となす。常會は二年に一回舉行す。但し中央執行委員會に於て必要と認め、又は省黨部及び省に相當する黨部半數以上の請求あるときは臨時全國代表大會を召集することを得。中央執行委員會は已むを得ざる事情あるときは全國代表大會常會の召集に對して延期を通告することを

得。但し一年を超ゆるを得ず」とあり、前回の代表大會すなはち中國國民黨第五次全國代表大會(五全大會)と略稱するは民國二十四年十一月に開會されたのだから、昨年十一月に開會期が来てゐたのであるが、事變關係で開會出来なかつた。延期期間としてはまだ半年以上あるが時局急を告げ至急開會の必要に迫られながら、この際規定の人数を揃へることは出来ないと云ふので臨時大會召集となつたのである。

元來常會だと期日と重要議題とは三ヶ月前に各黨員に通告しなければならぬ規定であるが、今回は臨時會議であるところからこれを略したのみならず、會議が始まつてからも會議の地點が何處であるかを秘し、支那新聞をして重慶で開會したかの如くに報道せしめた。その實例として香港發行の中報を挙げよう。三月三十一日の同紙は二十九日重慶特電として「中央執行委員會は今朝黃花園紀念會を舉げた後、各方面の注目する中國國民黨臨時全國代表大會が遂に莊嚴裡に開會式を挙げ、各省市黨部代表、中央黨部高級職員及び各機關來賓以外に、蔣委員長は特に漢口より飛行機で重慶に飛び大會で開會の辭を述べた。本日の會議は林森が主席となり九時頃式が終つた云々」と報じたがこ

れは全く虚報で事實は漢口で開かれたのであつた。がやうな芝居をやつたのは我が軍の荒鷲を恐れた結果だと云はれる。

かくて同會議は終了まで議事の發表を差控へ、その終了後始めて會議全般の概況が發表されたのである。今回の會議には毛澤東、周恩來、王明等の共產黨首腦部の人々が列席した。(國民黨の會議では出席と列席との別があつて列席者は意見の發表は許されるが採決権がない。)共產黨側は議場の内外で種々の希望を述べ、青年黨員少壯武官等に抗戰論を吹込んだと云はれる。その結果か否かは別として宣言及び決議の上は、共產黨側の豫ての主張が相當濃厚に現はれたことは注目に値する。言論、出版、集會、結社などの自由や參政會の設置の如きがそれである。

また大會の宣言の一骨子である平和問題に關して共產黨は平和の最小限度として、日本軍が支那の全土より撤兵すべきことを明記する必要を強調したが、起草委員の中心人物汪兆銘が極力これに反對し、一應日本の結局の態度を見透した上で改めて國共首腦者會議を召集するが妥當だと主張し、汪の意見が大體採用されたと報ぜられてゐる。

最近公布の法令

内閣官房總務課

◇日滿司法事務共助法(三月二十六日公布)

滿洲國に於ける治外法權の撤廢に伴つて我が國と滿洲國との間の司法事務の共助をなすの必要からこれに關する規定を設けたもので、裁判所又は檢察局は滿洲國の法院又は檢察廳の屬託に因つて民事及び刑事に關して訴訟書類の送達、證據調、犯罪の捜査、被疑者又は被告人に對する勾引狀の發付又は執行、逮捕狀の發付又は執行、刑事判決の執行に付いて司法事務の共助をなし又裁判所又は檢察局は滿洲國の法院又は檢察廳に對しこれ等の事項の屬託をなすことが出来る。従つてこれに關し必要なる各種の事項が規定せられてゐる。なほ本法施行の期日は勅令を以て定められる。

◇無盡業法中改正法律(三月二十六日公布)

庶民金融機關として無盡業社の機能を全からしめるため、無盡業社の資本金及び株式拂込金額の最低限度法定額の引上を行ひ又給付金の限度、貸付の制限規定等に改正を加へ無盡業の信用の向上及び適正なる運営を圖つたものである。本法施行の期日は勅令を以て定められる。

◇商店法(三月二十六日公布)

我が國に於ける商店の營業時間は徒らに冗長不規律で終

業時間の深夜に及ぶものが尠くないので、商店使用人の保護を圖るため、一般の商店に於ては閉店時刻を原則として午後十時とし、且使用人に對しては毎月少くとも一回の休日を取ることとし、尙當時五十人以上の使用人を使用する店舗にあつては十六歳未満の者及び女子の就業時間を一日十一時間以内とし、且つ毎月少くとも二回の休日を取らなければならない。その施行の期日は各規定に付勅令を以て定められる。

◇陸軍補充令中改正ノ件(三月二十六日公布)

幹部候補生の能力を向上せしめるためこれに學校教育を施し、例へば各兵科甲種幹部候補生(航空兵科の者及び技術に従事すべき者を除く)は教育總監に於てこれを陸軍預備士官學校、陸軍軍醫學校、陸軍騎兵學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校、陸軍防空學校、陸軍工兵學校、陸軍通信學校、陸軍自動車學校、若しくは陸軍習志野學校に入學せしめ且つ二年修業制とし又下士官の補充範圍を擴張する等の改正を行つたものである。(四月十日施行)

◇兵役法施行令中改正ノ件(三月二十六日公布)

幹部候補生制度の改正、歩兵及び衛生兵の二年在營並びに自動車運轉に従事すべき輜重兵特務兵、陸軍工機兵、海

軍工作兵制度の創設に伴つてその在營期間及び兵種區分に関する規定等に改正を加へたものである。(四月十日施行)

◇陸軍豫備士官學校令(三月二十六日公布)

陸軍豫備士官學校とすべき生徒を教育する陸軍豫備士官學校を新設したもので(四月十日施行)、生徒は甲種幹部候補生を以てこれに充て通常毎年一回入校せしめ、その修學期間は概ね十二ヶ月である。又同校には生徒隊が置かれ、校長、副官、學校附、生徒隊長、生徒隊副官、生徒隊中隊長その他の職員が置かれてゐる。

◇昭和六年勅令第二百七十一號陸軍兵ノ兵科部

兵種及等級表ニ關スル件(三月二十六日公布) 兵種の進歩に伴つてこれが取扱に適應せしめるため工機兵なる兵種を設けたものである。(四月十日施行)

◇海軍豫備員令中改正ノ件(三月二十六日公布)

海軍豫備員令中改正ノ件(三月二十六日公布) 海軍豫備員制度の整備を圖つたもので、海軍航空豫備員學士教授修了者から航空關係の海軍豫備員少尉を任用し、海軍豫備員補習生教授修了者から海軍豫備員三等工作兵を採用し、又各科豫備員特務少尉はこれが豫備員特務士官制度を廢止し、豫備士官とする等の改正を行ったもので、なほこの豫備員令の改正に伴つて海軍豫備工作兵たるべき候補者としての海軍豫備補習生の採用に関する規定を設けたものである。

◇大正九年勅令第十號海軍武官官階ノ件(三月二十六日公布)

大正九年勅令第十一號海軍兵職階ニ關スル件(三月二十六日公布)

海軍工作特務大尉以下の各官階及び海軍豫備工作兵曹長以下の各官階を新設し各科豫備員特務士官の官階を廢止し、又海軍一等工作兵以下の各官階及び海軍豫備一等工作兵以下の各職階を新設したものである。

◇未成年者喫煙禁止法及未成年者飲酒禁止法(三月二十六日公布)

未成年者の體位向上と飲酒喫煙の弊風の改善とを圖るため朝鮮、臺灣及び樺太に未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法を施行することとしたもので、四月一日より施行された。

國策のグラフ 寫眞週報

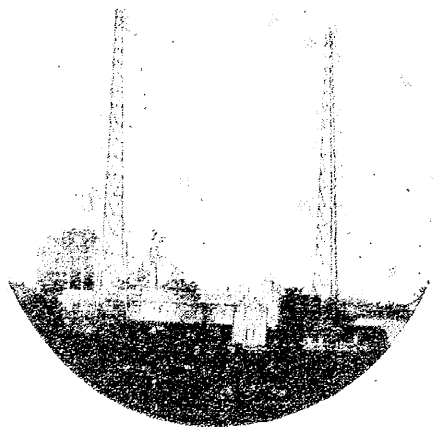
- ▽ さやうなら使節
- ▽ 北京四郊自衛團
- ▽ 兒童愛護週間
- ▽ 技術報國の誓ひ
- ▽ 見よ訓練の日本 徒後の力
- ▽ 海の彼方

第十一號 (四月二十七日發行)

— < 銀十價定 > —
行發輯編部報情開内

◇事業改善の良き資料を御提供下さい◇

はオヂラ
堂殿の養修
師教庭家い眞
者道報な實忠
備設上最の樂娛安慰



(正改刻時送放りよ日一月四)

◇放送に對する忌憚なき御意見を御洩し下さい◇

- ◇ 放送に對する御批判
- ◇ 放送に關する御注意
- ◇ 番組編成上の御希望
- ◇ 朝の修養改善案
- ◇ 家庭婦人向放送に關する名案
- ◇ 地方的事情について
- ◇ 右の外事業全般に亘つて眞面目な投書を歓迎致します
- ◇ 送付先は放送局又は當協會へ御願ひ致します
- ◇ 尚投書の際は住所、氏名、職業、年齢等を忘れなくお記し下さい

會協送放本日 人法團社

陸軍軍備士官學校令

陸軍第六師司令部第二七七十一號陸軍兵ノ兵科部、兵科及兵科表ニ關スル件申改正ノ件

陸軍軍備士官學校令申改正ノ件、陸軍軍備士官學校令申改正ノ件

大正九年勅令第十六號海軍武官官階ノ件中改正ノ件、大正九年勅令第十一號海軍兵艦第二關スル件中改正ノ件

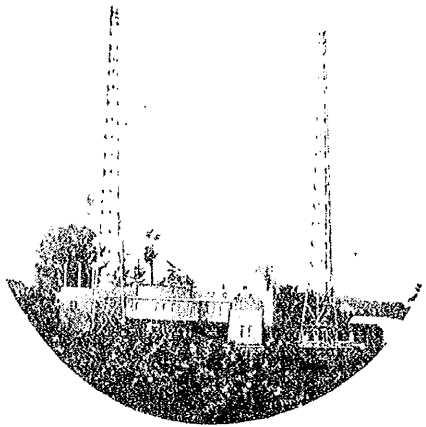
未成年者喫煙禁止法及未成年者飲酒禁止法ヲ朝、暮、夜及保太ニ施行スルノ旨

日下ノクラブ 寫眞週報

第十一號 四月二十七日發行

後子價定 行發報社編輯部内

はオチラ
堂殿の養修
師教庭家い良
者道報な實忠
備設上最の樂娛安慰



(正改刻時送放りよ日一月四)

- ◇ 放送に對する御批判
- ◇ 放送に關する御注意
- ◇ 番組編成上の御希望
- ◇ 朝の修養改善案
- ◇ 家庭婦人向放送に關する名案
- ◇ 地方的事情について
- ◇ 右の外事業全般に亘つて眞面目な投書を歓迎致します
- ◇ 送付先は放送局又は常協會へ御願ひ致します
- ◇ 尚投書の際は住所、氏名、職業、年齢等をお忘れなくお記し下さい

會協送放本日 人法團社

文部省編纂

國體の本義

定價 三十五錢 送料不要 (外國郵便に依る地 域ハ實費ヲ要ス)

内閣印刷局發行

振替東京一九〇〇番
内閣印刷局直賣所
全国各地官報販賣所
申込所
全国各地主要書店

週報

昭和十三年四月二十七日發行
昭和十三年四月二十七日發行

（毎週、回水曜日發行） 第八十號

週報

昭和十三年四月二十七日印刷發行
編輯者 内閣情報部
印刷者 内閣印刷局
東京市豊町區永田町
内閣總理大臣官舎内
東京市豊町區大手町

所 達 申	價 定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三三二一九 振替東京一九〇〇番	一ヶ年(前金) 二圓四十錢 (送料不要)
全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町一ノ三三 振替東京九三九〇番	一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。
各書店・驛賣店	

(本書の大きさは國定規格A5判)